

(案)

資料2：添付資料1

第8回上下水道事業経営審議会資料
令和7年1月30日（木）

中津川市下水道事業経営戦略

団 体 名：岐阜県中津川市

事 業 名：公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別処理事業

策 定 日：令和7年 月

計 画 期 間：令和7年度～令和16年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

ア) 公共

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	中津川処理区：平成元年度(35年) 坂本処理区：平成23年度(13年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法 適 (全 部 適 用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	26.9人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	2処理区		
処 理 場 数	2箇所（中津川市浄化管理センター、坂本浄化センター）		
広域化・共同化・最適化 実施状況	中津川処理区：落合処理区(特環)との統廃合を検討中。 坂本処理区：坂本北部処理区(農集)との統廃合を検討中。		

イ) 特環

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	落合処理区：平成11年度(25年) 苗木処理区：平成15年度(21年) 坂下処理区：平成11年度(25年) 付知処理区：平成9年度(27年) 福岡処理区：平成12年度(24年)	蛭川処理区：平成10年度(26年) まごめ処理区：平成10年度(26年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法 適 (全 部 適 用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	30.4人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無		無し
処 理 区 数	7処理区			
処 理 場 数	7箇所（落合浄化管理センター、苗木浄化センター、坂下浄化センター、付知クリーンセンター、 福岡クリーンセンター、蛭川浄化センター、まごめ浄化センター）			
広域化・共同化・最適化 実施状況	落合処理区：中津川処理区(公共)との統廃合を検討中。 坂下処理区：川上処理区(農集)との統廃合を検討中。			

ウ) 農集

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	坂本北部処理区：平成6年度(30年) 阿木処理区：平成16年度(20年) 加子母北部処理区：平成3年度(33年) 加子母中部処理区：平成5年度(31年) 加子母南部処理区：平成7年度(29年)	高山処理区：平成14年度(22年) 川上処理区：平成7年度(29年) 蛭川南部処理区：平成8年度(28年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法 適 (全 部 適 用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	3.9人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無		無し
処 理 区 数	9処理区			
処 理 場 数	9箇所（坂本北部クリーンセンター、阿木クリーンセンター、加子母北部処理施設、 加子母中部処理施設、加子母南部処理施設、高山クリーンセンター、 川上農業集落排水処理施設、蛭川南部地区農業集落排水処理施設）			
広域化・共同化・最適化 実施状況	坂本北部処理区：坂本処理区(公共)との統廃合を検討中。 川上処理区：坂下処理区(特環)との統廃合を検討中。 加子母南部処理区：加子母北部処理区(農集)、加子母中部処理区(農集)との統廃合を検討中。			

エ) 個別

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成7年度(29年)	法 適 (全 部 適 用 ・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法 適 (全 部 適 用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	45.0人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	川上、加子母、福岡地区		
処 理 場 数	合併処理浄化槽設置基数(87基)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料																														
一般家庭用使用料体系の概要・考え方	本市の下水道使用料は、平成17年に1市7町村が合併したことから、下水道使用料の均衡を図るため、平成22年度より平成26年度までに段階的に料金統一を行っている。 当時の料金体系は、基本料金に毎月11m³以上の使用水量を加算する従量制と、使用水量には関係なくどれだけ使っても一定料金の定額制（一般家庭のみが選択できる制度）が混在しており、定額制は使用水量が多い世帯ほど優遇され、使用者の負担に不公平が生じていたことから、平成28年6月の市議会定例会において「下水道使用料の条例改正」の議決を得て、平成30年4月より、下水道事業の経営の健全化に向けた定額制の廃止を実施し、使用料収入の公平性を図っている。																													
	（消費税等 10%込み） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金(1m³ごと)</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料金(円)</th> <th>汚水量</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般汚水</td> <td rowspan="4">10m³ まで</td> <td rowspan="4">2,090</td> <td>11m³～20m³</td> <td>165.0</td> </tr> <tr> <td>21m³～50m³</td> <td>176.0</td> </tr> <tr> <td>51m³～100m³</td> <td>220.0</td> </tr> <tr> <td>101m³ 以上</td> <td>253.0</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td>10m³ まで</td> <td>2,090</td> <td>11m³ 以上</td> <td>88.0</td> </tr> </tbody> </table>						基本料金		従量料金(1m ³ ごと)		汚水量	料金(円)	汚水量	料金(円)	一般汚水	10m ³ まで	2,090	11m ³ ～20m ³	165.0	21m ³ ～50m ³	176.0	51m ³ ～100m ³	220.0	101m ³ 以上	253.0	公衆浴場	10m ³ まで	2,090	11m ³ 以上	88.0
	基本料金		従量料金(1m ³ ごと)																											
	汚水量	料金(円)	汚水量	料金(円)																										
	一般汚水	10m ³ まで	2,090	11m ³ ～20m ³	165.0																									
21m ³ ～50m ³				176.0																										
51m ³ ～100m ³				220.0																										
101m ³ 以上				253.0																										
公衆浴場	10m ³ まで	2,090	11m ³ 以上	88.0																										
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方																														
同 上																														
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方																														
同 上																														
条 例 上 の 使 用 料 （ 2 0 m ³ あ た り ） ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,740	円																											
	令和4年度	3,740	円																											
	令和5年度	3,740	円																											
実 質 的 な 使 用 料 （ 2 0 m ³ あ た り ） ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載		ア)公共	イ)特環	ウ)農集	エ)個別																									
	令和3年度	3,846	円	3,795	円	3,744	円																							
	令和4年度	3,876	円	3,806	円	3,750	円																							
	令和5年度	3,903	円	3,824	円	3,768	円																							

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

職 員 数	16人
事業運営組織	令和元年4月1日に組織改編により環境部門と上下水道部門が統合され、「環境水道部」が新たに組織されました。 令和6年4月1日時点組織図 <pre> graph LR EW[環境水道部] --> WK[水道経営課] EW --> WD[水道課] EW --> JMC[浄化管理センター 3人] EW --> UDW[下水道課] EW --> EPC[環境政策課] WK --> WK_K[企画経営係 4人] WD --> WK_B[課長補佐] WK_B --> WD_K1[整備係] WK_B --> WD_K2[管理係] JMC --> JMC_K1[計画係 2人] JMC --> JMC_K2[整備係 2人] JMC --> JMC_K3[管理係 4人] EPC --> EPC_K[環境政策係] EPC --> ES[環境センター] ES --> WWS[汚泥処理センター] </pre>

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	【4事業共通】上下水道料金徴収関連委託業務(平成22年度～) 受付業務、料金徴収業務、検査業務、収納業務、 量水器満期交換、会計処理、支払業務 等 【公共・特環・農集】処理場維持管理業務委託 マンホールポンプ維持管理業務委託 【個別】合併処理浄化槽維持管理委託業務
	イ 指定管理者制度	未検討
	ウ PPP・PFI	未検討
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	収益が確保できるか不明なため未実施。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	同上

*5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること

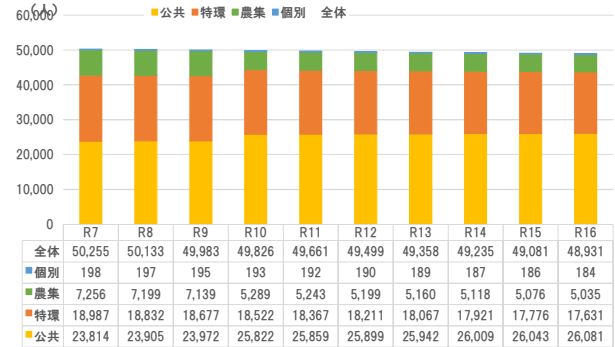
別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は減少傾向であり、将来もこの傾向は続く想定される。将来行政人口は、中津川市人口ビジョンの推計値(R6.3)を基に、R4の実績との差を補正したものを採用した結果、将来行政人口は、令和5年度の74,046人から、令和16年度には68,261人に減少する。
将来処理区域内人口は「R5迄整備済人口+面整備による増加人口」により算出するが、R5迄整備済人口は、行政人口の動向と同様に減少傾向を示すと想定し、これに毎年の面整備による増加人口を追加して算出した。

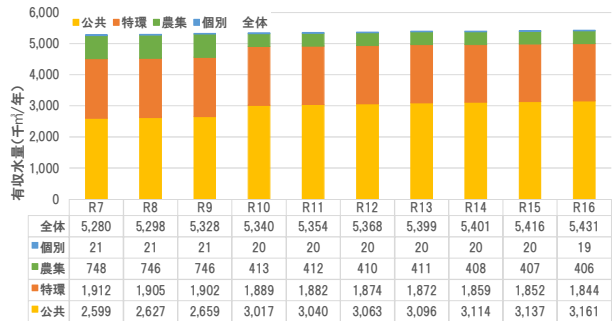
- 【公共】
面整備および坂本北部処理区(農集)との統廃合により増加する見込み
令和7年度:23,814人(100%) ⇒ 令和16年度:26,081人(109.5%)
- 【特環】
行政人口の動向と同様な減少傾向を示す見込み
令和7年度:18,987人(100%) ⇒ 令和16年度:17,631人(92.8%)
- 【農集】
坂本処理区(公共)との統廃合によりR10以降大きく減少する見込み
令和7年度:7,256人(100%) ⇒ 令和16年度:5,035人(69.4%)
- 【個別】
行政人口の動向と同様な減少傾向を示す見込み
令和7年度:198人(100%) ⇒ 令和16年度:184人(92.9%)



(2) 有収水量の予測

有収水量は流入汚水量を推計し、有収率を乗じることで算出した。
将来流入汚水量は、近年の実績から流入水量原単位を設定し、「流入水量原単位×水洗化人口(処理区域内人口×水洗化率)」から算定した。

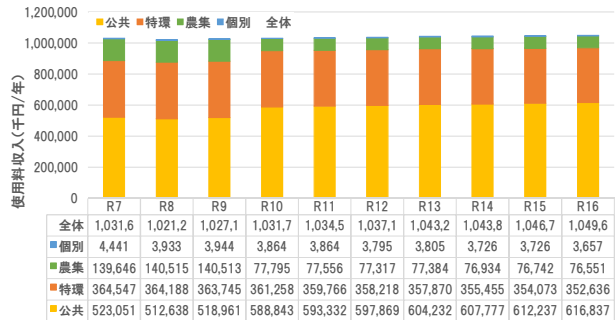
- 【公共】
水洗化率「0.6%/年」増、水量原単位「515L/人・日」、有収率「66.2%」
令和7年度:2,599千m³/年(100%)⇒令和16年度:3,161千m³/年(121.6%)
- 【特環】
水洗化率「0.4%/年」増、水量原単位「375L/人・日」、有収率「79.2%」
令和7年度:1,912千m³/年(100%)⇒令和16年度:1,844千m³/年(96.4%)
- 【農集】
水洗化率「0.5%/年」増、水量原単位「345L/人・日」、有収率「93.4%」
令和7年度:748千m³/年(100%)⇒令和16年度:406千m³/年(54.4%)
- 【個別】
水洗化率一定、水量原単位「300L/人・日」、有収率「100.0%」
令和7年度:21千m³/年(100%)⇒令和16年度:19千m³/年(91.4%)



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は有収水量に使用料単価を乗じて算出した。使用料単価は過年度実績から傾向を確認し将来一定として設定した。

- 【公共】
使用料単価「195.16円/m³」(増加傾向よりR5実績を採用)
令和7年度:523,051千円(100%)⇒令和16年度:616,837千円(117.9%)
- 【特環】
使用料単価「191.20円/m³」(増加傾向よりR5実績を採用)
令和7年度:364,547千円(100%)⇒令和16年度:352,636千円(96.7%)
- 【農集】
使用料単価「188.38円/m³」(増加傾向よりR5実績を採用)
令和7年度:139,646千円(100%)⇒令和16年度:76,551千円(54.8%)
- 【個別】
使用料単価「189.03円/m³」(増加傾向よりR5実績を採用)
令和7年度:4,441千円(100%)⇒令和16年度:3,657千円(82.3%)



(4) 施設の見通し

- 【公共】
①新設事業:アクションプランに基づく面整備の実施。下水道事業計画および広域化・共同化に基づく坂本浄化センターの2系統化事業の実施。
②改築事業:ストックマネジメント計画に基づく改築・更新事業の実施。(管渠施設、処理場)
③地震対策:ストックマネジメント計画等に基づく耐震診断および耐震補強の実施。(処理場)
- 【特環】
①新設事業:事業の予定無し。
②改築事業:ストックマネジメント計画に基づく改築・更新事業の実施。(管渠施設、処理場)
③地震対策:ストックマネジメント計画等に基づく耐震診断および耐震補強の実施。(処理場)
- 【農集】
最適整備構想に基づき、施設の長寿命化を図っていく予定である。
- 【個別】
既に普及が完了しており、今後は維持管理の中で、故障の予防保全を行いながら、必要箇所の修繕を行い、施設の延命化を図っていく予定である。

(5) 組織の見通し

現状としては、担当業務を兼務している職員も複数存在し、最小限の職員配置で対応している状況である。
今後もし安定して事業を実施していくためには、一定の職員数を確保することが必須であるため、将来的にも現状の職員数を確保しつつ、民間委託を有効に活用しながら実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図っていくことが必要である。

3. 経営の基本方針

経営の基本方針を以下のとおりとする。
【1.経営の健全化】
・経費削減 維持管理費の経費削減のため、平成22年度から上下水道料金徴収関連業務など、民間委託の拡大により経費の削減に努めてきました。 また、今後も処理場の経費削減を目指すため、先進事例などの調査、研究を行い包括的民間委託導入の検討を行います。
・水洗化促進 下水道料金収入の増収を目指し、供用開始区域の未接続者を対象に、戸別訪問を実施して接続を促します。 また、9月10日の「下水道の日」に合わせて街頭啓発活動を実施するとともに、市役所・市民病院にてテレビモニターによる広告を継続し水洗化促進を図ります。なお、現在整備中の中津川処理区・坂本処理区の未整備受益者に対して下水道の接続を促します。
・下水道使用料改定 下水道事業会計の独立採算制を目指し、使用料の検証を5年ごとに行います。
【2.効率的な下水道整備】 汚水処理施設整備構想に基づく効率的な汚水処理整備の普及促進を計画的に行います。
【3.下水道施設の機能維持（公共、特環）】 ストックマネジメント計画（旧長寿命化計画）に基づく下水道施設の計画的な点検・調査及び改築・修繕を行います。
【4.効率的な汚泥処理】 減量化・資源化・エネルギー利用等の観点から、最良で最適かつ効率的・経済的な汚泥の総合的処理を検討します。
【5.災害対策の推進】 施設の耐震化を図る「防災」、被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進します。 また、河川からの氾濫や内水氾濫の発生時においても下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、令和2年度に策定した中津川耐水化計画に基づき下水道施設の耐水化及び浸水対策を推進します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	○効果的な下水道の整備及び普及を進めつつ、既存の下水道施設の耐震化・強靱化に努めるとともに、機能維持を図る。 ○建設改良費を平準化し、効率的及び確実な下水道事業の実施を図る。 ○経営戦略の見直しの際に、投資の検証、見直しを行います。
建設改良費について、4事業合計で令和7年度から令和16年度の10年間で約122億円の建設改良費が必要と試算した。 なお、近年の工事請負費・委託料の状況を踏まえて、毎年3.0%上昇すると想定した。	
【公共】 令和7年度から令和16年度の10年間で約72億円の建設改良費が必要と試算した。 ＜主な事業＞ ・管渠面整備事業 ・処理場2系統化事業（坂本処理区） ・下水道施設広域化事業（坂本処理区；農集坂本北部処理区との統廃合） ・下水道施設長寿命化対策事業（管渠施設・処理場） ・下水道施設地震対策事業（処理場）	
【特環】 令和7年度から令和16年度の10年間で約46億円の建設改良費が必要と試算した。 ＜主な事業＞ ・下水道施設長寿命化対策事業（管渠施設・処理場） ・下水道施設地震対策事業（処理場）	
【農集】 令和7年度から令和16年度の10年間で約4億円の建設改良費が必要と試算した。 ＜主な事業＞ ・農業集落排水施設長寿命化対策事業	
【個別】 既に普及が完了しており、新たな浄化槽設置計画が無いことから、新規設置に関する投資計画は無い。	

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	○経営の効率化を進め、一定の資金残高を確保することで健全な下水道事業経営を目指す。 ○企業債の適正な発行により、企業債残高対事業規模比率を各事業とも類似団体平均以下を維持する。 ○使用料収入の適正な水準を5年ごとに検討し、財源の適正化を図る。 ○経費回収率 事業全体で80%以上（公共80.0%以上、特環80%以上、農集70%以上、個別70%以上）を維持（令和4年度決算：全体101.6%、公共116.3%、特環97.1%、農集76.9%、個別91.5%）
-----	--

【4事業共通】

①国補助金

近年の状況及び各事業の実施計画を踏まえて算出した補助対象事業費に、補助率(50%)を乗じて算出した。

②企業債

下水道事業債は、建設改良費のほか財源(国補助金、工事負担金)を差し引いた額に、充当率(95%)を乗じて算出した。
資本費平準化債は、世代間の使用料負担の公平性に配慮し、施設の耐用年数に応じた借入金の返済となるよう活用するが次世代に過剰な負担を残さないよう、活用は必要最低限の額・期間として令和10年度まで借り入れる計画とした。

③使用料収入

使用料収入は有収水量に使用料単価を乗じて算出した。

④他会計繰入金

「地方公営企業繰出金について(総務省通知)」に基づき、基準額を計上した。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経費について、4事業合計で令和7年度から令和16年度の10年間で約97億円の経費が必要と試算した。
なお、近年の状況を踏まえて、毎年3.0%上昇すると想定した。

【4事業共通】

①動力費

近年の傾向を踏まえ、令和5年度決算値または過年度平均値を基準に物価上昇を見込んで試算した。

②修繕費

近年の傾向を踏まえ、令和5年度決算値または過年度平均値を基準に物価上昇を見込んで試算した。

③材料費

近年の傾向を踏まえ、令和5年度決算値または過年度平均値を基準に物価上昇を見込んで試算した。

④その他経費(委託費等)

近年の傾向を踏まえ、令和5年度決算値または過年度平均値を基準に物価上昇を見込んで試算した。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化事業として、処理区統廃合を積極的に検討します。 (例)中津川処理区(公共)と落合処理区(特環)の統廃合 坂下処理区(特環)と川上処理区(農集)の統廃合 加子母南部処理区(農集)と加子母北部・中部処理区(農集)の統廃合 また、最適化事業として、集合処理から個別処理へ移行を検討していく予定です。 (例)下水道の本管が埋設されていない地域について合併処理浄化槽の設置を進める 処理水量の減少が見込まれるため、合併処理浄化槽への転換を踏まえ検討する
投資の平準化に関する事項	今後継続して下水道事業を実施していく中で、経営状況を踏まえながら、必要に応じて事業の優先度を検討し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の効率化のため、DBO(Design Build Operation)や包括的民間委託等、先進の動向を研究しながら省力化を検討し、直営・委託のいずれが最良かを見極め、必要に応じて導入を検討します。
その他の取組	今後の基本計画見直し(概ね10年毎)及び事業計画の変更(概ね5年毎)において、効率的な投資が実施できるような下水道整備区域の検討を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状のままでは、令和10年度に赤字経営となる見通しである。また、農業集落排水事業および個別排水事業では資金不足となる見込みであるため、次回経営戦略の見直しに併せ、上下水道事業経営審議会において、使用料改定についても審議いただきます。
資産活用による収入増加の取組について	下水道施設用地等の有効活用による財源の創出について調査・研究を進め、活用方策のより具体的な検討を行います。
その他の取組	一般会計繰入金については、繰出基準に基づいた基準額の繰り入れを行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現状は最少の職員配置で対応しており、これ以上の削減は困難であるが、将来的に可能な分野についてはDBOや包括的民間委託等の動向を調査・研究しながら省力化を検討する中で必要に応じて導入し、事業の効率化に努めていく。
職員給与費に関する事項	現状の体制を確保しつつ、適正な人員配置・定数の下で職員給与費の適正化に努めていく。
動力費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画に基づく改築計画により事業を実施していく中で、必要に応じて高効率・省エネルギー型機器の導入についても検討し、動力費の抑制に努めていく。
薬品費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画に基づく改築計画により事業を実施していく中で、不明水を減少させることで薬品費についても抑制に努めていく。
修繕費に関する事項	今後、ストックマネジメント計画に基づく改築計画により効率的な下水道施設の改築・修繕を実施していくことにより、修繕費の抑制に努めていく。
委託費に関する事項	今後の経営状況を見据えながら、必要に応じて発注手法及び委託期間の検討を行い、委託費の抑制に努めていく。
その他の取組	下水道事業の状況を市民へ直接伝えるため、独自の広報誌を作成・発行し、市民周知の推進に努めていく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	今回の経営戦略(Plan)に基づき、下水道事業の実施及び事業運営を行っていく中で(Do)、収支計画表と実績との比較検証を実施しつつ(Check)、その結果を次の経営戦略見直し(令和11年度予定)に反映していく(Action)というPDCAサイクルを働かせていく。 計画策定から5年経過したとき、適切な経営戦略となっているかを「上下水道事業経営審議会」にて検証を行う。また、経営戦略の改定を行った際は、市ホームページ、広報等の各媒体にて公表し、速やかに市民へお知らせする。 併せて、各種関連計画の見直しも実施しつつ、経営の健全化に向けた取り組みを進めていく。
-------------------------	---